平成３０年（フ）第４号
長崎県長崎市小浦町453番地　市営小浦アパートＥ２棟202号
債務者　永沼　和浩
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
青森県八戸市松ケ丘３番地５
債務者　小泉　秀樹
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第９７０号
宮城県塩竈市舟入２丁目６番５－５号
債務者　仙石　和子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
秋田市寺内児桜３丁目12番17号　市営住宅１－８号
債務者　小笠原利恵
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５４号
秋田市寺内児桜３丁目12番17号　市営住宅１－８号
債務者　小笠原　淳
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７１号
東京都町田市南成瀬２丁目18番地５　ガーデンハウスＣ－２、申立時の住所秋田市高陽青柳町10―31―102
債務者　柳内　伸佳
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７６号
秋田県南秋田郡八郎潟町字中嶋48番地18
債務者　伊東　千鶴（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４３号
富山県氷見市宮田280番地38
債務者　宮崎　　隼
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２９６号
山梨県甲府市上今井町2297番地３
債務者　佐々木廣充
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９７号
山梨県甲府市上今井町2297番地３
債務者　佐々木宏子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３２８号
山梨県南アルプス市田島298番地１　天神団地３―202
債務者　石原　有里
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３０号
山梨県中巨摩郡昭和町西条5142番地　ビューハイム野中106号
債務者　清水　深雪
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４号
山梨県甲府市徳行３丁目７番７号　サニーハイツM205
債務者　山下　恵美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
長野県松本市梓川倭570番地10
債務者　上田美他子（旧姓大和）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２０９５号
愛知県大府市横根町石丸120番地の４、従前の住所愛知県大府市横根町石丸70番地の１グレイスメゾン101号
債務者　北川　雄也
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３６号
愛知県あま市甚目寺沖田96番地３
債務者　富平敬子こと　崔　　敬子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７５号
大津市真野２丁目28番１―407号、前住所大津市堅田１丁目16番21―４号
債務者　豊川　和己
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
大津地方裁判所民事部